

### 開発区域の面積に応じた設置すべき公園等

基準の種類		開発区域の面積(ha)			
		0.3以上5.0未満 (令25条6号)		5.0以上 (令25条7号)	
予定建築物の用途		0.3以上1.0未満	1.0以上5.0未満	5.0以上20.0未満 (規則21条2号)	20.0以上 (規則21条2号)
開発区域全体に対する割合		3%以上 (令25条6号)		3%以上 (令25条7号)	
公園等の広さ	住宅	150㎡以上 (条例3条)		300㎡以上 (令25条7号)	
	住宅以外	規定なし (条例3条ただし書き)			
公園等の分割設置		<p>公園等の設置は、開発区域の面積に応じて、次を原則とします。</p> <p>(5ha未満) 1の開発行為について1か所 (5ha以上) 都市公園の設置基準(公園法第3条)による設置(住区基幹公園) ただし、設置される公園等が以下に該当する場合は、分割設置も可能とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>面積が、2500㎡以上(都市公園(街区公園)の設置規模の標準) [街区公園の敷地面積] 0.25ha(2500㎡) (公園条例第7条の3.1号)</li> <li>誘致距離が、250m以上(都市公園(街区公園)の誘致距離の標準) [街区公園の誘致距離] 250m(参考) (公園令第2条(H15改正で削除))</li> <li>その他、開発行為関係者以外の合理的な理由により分割設置が必要</li> </ol>			
設置すべき公園等	住宅	公園、緑地又は広場 (施行令25条6号)	少なくとも1箇所は公園 (手引3章 1-2 (2))	1000㎡以上の公園 1箇所以上 (規則21条2号)	1000㎡以上の公園 2箇所以上 (規則21条2号)
	以住宅		公園、緑地又は広場 (令25条7号)		
備考		公園等:公園(法4条)、緑地又は広場(施行令1条の2)			

参考: 都市施設としての公共空地(法11条2号).....都市計画運用指針から

公園	緑地	広場	墓園
主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地	自然的環境を有する静かな土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地
その他の公共空地			
運動場など			

法律	法	: 都市計画法	公園法	: 都市公園法
政令	令	: 都市計画法施行令	公園令	: 都市公園法施行令
省令	規則	: 都市計画法施行規則	公園規則	: 都市公園法施行規則
条例	条例	: 阿南市都市計画法施行条例	公園条例	: 阿南市立公園条例
手引	手引	: 開発許可の手引(徳島県)		